

彦根市上下水道料金・給排水工事受付システム構築業務 基本仕様書

1 基本事項

(1) 業務の名称

彦根市上下水道料金・給排水工事受付システム更新業務(以下、「本業務」という。)

(2) 目的

本仕様書は、彦根市上下水道部(以下「発注者」という。)が本業務を実施するにあたり、システム開発業者が事業を適正に履行するために必要な事項を定めるものとする。

今回のシステム更新により、現行の機能を引き続き維持しながら、さらにシステム機能要件書に記載のある一部機能を追加した新たなシステムを構築する。そして、窓口業務におけるより一層のサービス向上、職員の事務負担の軽減および上下水道施設の適正な維持管理を目指す。

(3) 調達対象システム

① 「上下水道料金システム」

上下水道料金に関わる一連の業務を行えるシステムであること。

② 「給排水工事受付システム」

上水道給水装置工事申込および下水道排水設備申請に関わる一連の受付業務を行えるシステムであること。

※上記システムは、複数起動することなく、一度のログインで上下水道料金システムのメニューから給排水工事受付に関する機能が起動できるシステムであること。

(4) 業務概要

本業務は、新システムの構築および現行システムからのデータ移行など、関連する業務を包括的に実施するものである。

① 新システムの再構築・導入業務

- ・新システムの構築
- ・機器の調達、設置および設定
- ・契約期間終了後の機器の回収
- ・データ移行
- ・システム動作テスト
- ・金融機関およびコンビニエンスストア収納代行事業者との伝送テスト
- ・他システムとのデータ連携(管路情報 GIS システム)
- ・操作説明書の作成および操作説明会の実施

② システム保守業務(ハードウェアを含む)

(5) 構築・システム利用期間

① 構築期間

- ・構築期間は契約締結日から令和7年3月31日までとする。
- ・契約後、速やかにスケジュールを協議し、本稼働に向けて新システム構築を行うこと。また、期間内にシステムの適合・設計、開発、既存システムからのデータ移行、テスト等を行うとともに、本稼働前に2か月～3か月程度(奇数月検針・偶数月検針のテストがそれぞれ行えること。)の旧システムとの並行稼働を行い、本稼働に支障の無いようにすること。(データ移行、並行稼働は現行ベンダーとは異なるベンダーが導入する場合に必須とする。)

② システム利用期間

- ・本稼働日から5年間(60か月)とする。
- ・賃貸借期間が満了したとき、市は機器類を返還するものとする。この場合において、これらの返還に要する費用は、全て受託者の負担とする。ただし、契約満了時に本市が希望する場合は、月を最小単位として再契約できるものとする。この場合においても、これらの返還に要する費用は、全て受託者の負担とする。
- ・彦根市の希望により再契約を行った場合も含め、使用期間終了後、蓄積されているデータを利用不能な状態にしたうえで、機器を回収し、データ消去を行うこと。なお、適切なデータ消去作業を行った旨の報告書を提出すること。また、本市および次期納入業者の搬入・設置作業に誠意をもって対応すること。

2 システム基本要件

(1) 基本方針

- ① 新システムは、独自システムの構築ではなく、パッケージシステムを調達することを基本とする。
- ② 受託者が自らサポート可能なパッケージソフトを導入すること。また、保守対応についても、受託者が窓口となり、本市からの連絡等の一本化が図れること。
- ③ 本市と同規模かまたはそれ以上の導入実績のあるソフトウェアによる構築とする。
- ④ ソフトウェアの相性等により発生する不具合を極力防止するため、クライアントに Acrobat Reader などの印刷に必要なソフトやウイルス対策ソフト以外の特別なソフトウェアをインストールせずに使用できるシステムであること。
- ⑤ 個人情報保護、サーバーやクライアント端末の使用制限やアクセス管理、データ漏洩対策、不正アクセス対策、ウイルス対策等のセキュリティ対策を確保すること。
- ⑥ 原則として、現行システムで出力できる帳票・証明書等は同じ条件(抽出条件、改頁条件、出力項目等)で引き続き出力できるものとし、レイアウト等は別途協議すること。
- ⑦ EUCによりユーザが必要とする情報を出力可能であること。

(2) システムの構成に対する要求機能

別紙「彦根市上下水道料金・給排水工事受付システム更新業務システム機能要件書兼回答書」による。

(3) データ移行

- ① 原則として、現行システムから抽出したデータを新システムにすべて移行すること。ただし、本

市が不要と認めたものは除く。

- ② 現行システムからのデータ抽出は、受託者が主体となって、下記の現行システム受託者と協議し、提供を受けるものとする。
 - ・上下水道料金システム・給排水工事受付システムに関すること
富士通 Japan 株式会社 関西公共ビジネス統括部 関西公共第二ビジネス部
担当窓口:猪田 様 連絡先:06-6920-5627 E-mail:ida.moeko@fujitsu.com
 - ・管路情報 GIS システムと上下水道料金システム・給排水工事受付システムとの連携に関すること
株式会社 パスコ 滋賀支店
担当窓口:萱田^{かやだ} 様 連絡先:077-521-7271 E-mail:yaodha3459@pasco.co.jp
- ③ 現行システムからのデータ抽出に係る費用は、受託者が現行システム受託者に打合せ回数とデータ提供回数を提示し、見積を取得すること。また、これらに関わる費用はすべて見積書に計上すること。
- ④ 受託者は、現行システムのデータ内容を十分に分析し、必要なデータ変換を行いながら円滑にデータ移行を進め、データ不足項目がある場合は適切な対応をとること。また、新システムへのデータ受入れ作業について費用が必要な場合は、すべて見積書に計上すること。

(4) データ転送テスト

- ① 本市の指定する金融機関と、口座振替データおよび納入通知書の OCR 読取りデータによる読取りテストを調整・実施し、十分な検証を行うこと。
- ② 本市が実施しているコンビニエンスストア収納代行業者とバーコード読取りテストおよび収納データの受信テストを調整・実施し、十分な検証を行うこと。
- ③ その他、必要なシステムとの連携テストを行うこと。

(5) 次期システムへのデータ移行

- ① 契約が終了し、次期システムへのデータ移行の際は、契約期間満了時に保持する全件分のデータを提供すること。
- ② このデータ移行(抽出等)に係る費用は、本業務の見積書に計上すること。
- ③ 契約が終了し、次期システムへのデータ移行の際は、最新のファイル・レコードのレイアウト、コード設計書等、必要となるドキュメントを提出すること。
- ④ 契約が終了し、次期システムへのデータ移行の際は、次期システムの導入事業者と打合せを実施し、協力すること。

(6) 成果品(納入物)

下記の成果品を基本として、紙とデジタルデータで各一部ずつ提出すること。

- ① 上下水道料金・給排水工事受付システム 一式
- ② 資料マニュアル等書類

- (1)作業工程表
- (2)議事録
- (3)システムに関するドキュメント類
 - ・概要設計書(コード一覧表、DB ファイル仕様、画面一覧、画面レイアウト、画面遷移等)
 - ・詳細設計書(画面・帳票設計書等)
 - ・ネットワーク設定資料
 - ・彦根市独自カスタマイズ資料集
 - ・その他、システムの運用・管理資料
- (4)納入機器一覧表
- (5)運用マニュアル
- (6)操作マニュアル
- (7)障害復旧マニュアル(緊急連絡網等)
- (8)研修資料
- (9)他システムとの連携仕様書

3 システム利用環境

(1)システムの運用形態、構成

① 使用拠点

彦根市上下水道部(彦根市元町4番2号 彦根市役所本庁舎2階)

上下水道料金お客様サービスセンター(以下、「お客様サービスセンター」という。)彦根市役所本庁舎1階)

② 購入ライセンス数 30(うち、23ライセンス分は市情報政策課管理端末およびGIS端末にインストールする。)

(2)クライアント利用環境

① クライアント30台中7台(上下水道部1台、お客様サービスセンター6台)は、本調達にて調達し、システムが使用できるよう設定すること。

② 彦根市の既存端末を使用する30台中23台の仕様は下記のとおりである。端末の管理については、市情報政策課で管理しているため、ソフトウェアのインストール、OS設定の変更等が発生する場合は、市情報政策課と協議の上行うこと。

③ 画面ハードコピーソフトを以下の機器(23台)分を調達し、インストールすること。

<仕様>

	端末名がWR22で始まる (Microsoft Surface)	端末名がWR20で始まるPC (Microsoft Surface)	GIS端末 (DELL デスクトップ PC)
OS	Windows 10 Pro 21H2 64bit	Windows 10 Pro 1903	Windows 10 Pro 64bit

CPU	CoreI i5-1135G7 2.40GHz	CoreI i5-1035G4 1.10GHz	Core(TM)i7-10700 2.90GHz
メモリ	8GB	8GB	16GB
台数	11 台	8 台	4 台

(3) サーバー設置環境

- ① サーバーは、市が用意するデータセンターのホスティングラック内に設置すること。
- ② UPS はデータセンターのものを使用すること。
- ③ 市ネットワークへの接続は、本市の委託会社によりホスティングラック内に配線を別途行うため、その配線を使用すること。ラック内設置サーバー間の通信配線は、受託者にて行うこと。
- ④ GISサーバーとの連携を行う必要があるため、受託者において株式会社パスコと協議の上、設置および設定を行うこと。

(4) ネットワーク要件

- ① ネットワーク構成は、別紙「上下水道システムネットワーク構成図」のとおり。
- ② データセンターと本庁舎間および本庁舎とお客様サービスセンター事務所間の専用回線は市で用意する。また、本庁舎から市各施設への接続は、彦根市閉域 WAN 回線を使用し、彦根市役所本庁舎に対しネットワーク配線を用意する。
- ③ 今回調達するクライアント端末 7 台(上下水道部 1 台、お客様サービスセンター 6 台)の屋内配線については、受託者にて行うこと。
- ④ リモートメンテナンスに必要な回線およびルータ等は受託者が用意し、月額費用も負担すること。リモートメンテナンス用回線は別紙「上下水道システムネットワーク構成図」に従い設置する。データセンター内に設置したサーバーとの接続に関して、市ネットワーク側の接続調整や設定は市が行うこととする。受託者はその設定に必要な情報を提供すること。

4 導入機器の性能、調達台数および導入条件

- ・各機器は、行政利用に耐える信頼性の優れた機器であり、最低 5 年間機器の入替えなしで問題なく動作すること。また、5 年間以上の修理対応保守があることを前提とする。
- ・新規導入機器および付帯機器の本体等費用・設置・調整・回収・処分に係る一切の費用は、受託者の負担とする。
- ・セキュリティリスクのある機能は事前に協議の上、無効化すること。
- ・新規導入端末について、管理者権限の情報を上下水道業務課担当者に提供すること。
- ・機器の所有者(貸主)名、保守・消耗品供給者の連絡先および保守対応時間を記載したラベル等を機器本体に貼付すること。また、パソコンおよびプリンターには、上下水道部管理端末の表示、端末名、IPアドレス、リース期間を記載したラベル等を機器本体に貼付すること。
- ・機器の搬入・設置について、設置作業前に決定すべき事項がある場合は別途協議すること。
- ・設置作業時、執務室の床等が傷つかないよう養生等の必要な対策を行うこと。また、設置作業時

に生じる梱包材等の廃棄物は、受託者において撤去・廃棄すること。

・既存機器落札業者による既存機器の撤去が行われた後、直ちに機器の設置を行う必要があるため、既存機器落札業者と日程調整のうえ、機器の設置を行うこと。

・

(1)サーバー 2台

- ・ OS は、WindowsServer2022 以上とする。
- ・ CPU 等リソースについては、使用するシステムが安定稼働可能なスペックを用意すること。
- ・ 本番サーバーの他に予備のサーバーを用意すること。また、システム構成上必要なサーバー台数を用意し提案すること。
- ・ バックアップに必要なリソースを十分な容量を用意すること。
- ・ ウィルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行うこと。
- ・ 本市、受託者、彦根市上下水道料金お客様サービスセンター業務受託事業者がデータのやり取りをできる領域を設けること。

(2)クライアント端末 7台

① デスクトップ型端末(6台)

- ・ CPU は、core i5 以上 メモリ 16GB 以上 SSD は 250GB 以上搭載していること。
- ・ OS は Windows11 Pro 64bit とする。
- ・ ディスプレイは、23.8 型ワイド(フル HD)以上とする。
- ・ DVD-ROMドライブ(お客様サービスセンター5台)、DVD スーパーマルチドライブ(上下水道部1台)とする。
- ・ MS Office Personal 2021(お客様サービスセンター5台)、MS Office Professional Plus 2021(上下水道部1台)を調達し、インストールすること。
- ・ ウィルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行うこと。
- ・ Acrobat Standard(上下水道部1台)を調達し、インストールすること。
- ・ 画面ハードコピーソフト(7台分)を調達し、インストールすること。

② ノート型端末(1台)

- ・ CPU は、core i5 以上 メモリ 16GB 以上 SSD は 256 GB 以上搭載していること。
- ・ OS は Windows11 Pro 64bit とする。
- ・ ディスプレイは、15.6 インチ以上とする。
- ・ MS Office Personal 2021 を調達し、インストールすること。
- ・ ウィルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行うこと。
- ・ 画面ハードコピーソフトを調達し、インストールすること。

(3)プリンター 6台

① 高速プリンター(1台)

- ・ 印刷速度 A4 35 枚/分以上

- ・ 給紙ユニットは2段とし、手差しトレイを装備していること。
- ・ 500枚増設トレイが使用できること。
- ・ 用紙サイズはA4、B4、A3に対応していること。

② 卓上プリンター(4台)

- ・ 印刷速度 A4 28枚/分以上
- ・ 給紙ユニットは2段とし、手差しトレイを装備していること。
- ・ 用紙サイズはA4、B4、A3に対応していること。

(4) OCR 1台

- ・ 読取速度 A4 横長帳票手書き数字 300字 …40枚/分 以上
A4 横長帳票カラー画像(片面 200dpi)…30枚/分 以上
- ・ OCR用紙、上質紙、普通紙、再生紙、シーリングハガキの読取りができること。
- ・ 紙厚 41~174 kg/m²(連重 35~150 kg紙)を読取りできること。

(5) メールシーラー 1台

- ・ A4 単票ハガキ用紙をZ折(三つ折)にして、余白カットができること。
- ・ 処理速度 A4 単票ハガキ用紙 Z折…3,000通/時間 以上
- ・ 連続して張り合わせができること。

(6) 検針用ハンディターミナルまたはスマートフォンとプリンター 20台(予備機を含む)

<ハンディターミナルの場合>

- ・ 印刷速度 30行/秒 以上
防滴・防塵 IP54 準拠(プリンター部除く)
耐衝撃性:耐落下 1.5m(保護ケースなし)、30cm落下 2000回動作保証
- ・ 現在使用している連続帳票ロール紙(80mm×200mm 125枚/巻)が使用できること。
- ・ ケース、ストラップ、SDカード、予備バッテリー等、運用に必要なものはすべて積算に含めること。

<スマートフォンとプリンタの場合>

- ・ スマートフォンの画面サイズは6インチ以上
耐衝撃(MIL規格準拠)/防水(IPX5/IPX8)/防塵(IP6X)以上
重量 170g 以下
CPU やメモリ容量は検針業務システムが問題無く動作すること
- ・ 携帯プリンタの印刷速度 120mm/秒以上
防滴・防塵 IP54 準拠(プリンターの用紙収納部除く)
耐衝撃性:耐落下 1.8m(保護ケースなし)
- ・ 携帯プリンタは連続帳票ロール紙(80mm×200mm 125枚/巻)が使用できること。
- ・ ケース、ストラップ、SDカード、予備バッテリー等、運用に必要なものはすべて積算に含めること。

(7) ノート型端末(1台)【口座データ送受信・コンビニデータ受信用】※インターネットに接続

- CPU は、core i5 以上 メモリ 16GB 以上 SSD は 256 GB 以上搭載していること。
- OS は Windows11 Pro 64bit とする。
- ディスプレイは、15.6 インチ以上、DVD-ROM ドライブ以上搭載とする。
- MS Office Personal 2021 を調達し、インストールすること。
- ウィルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行うこと。
- 画面ハードコピーソフトを調達し、インストールすること。
- インターネット環境で使用するが、インターネットの接続設定、口座データ伝送ソフトおよびコンビニデータ受信設定については、市で行う。

(8) その他の機器

- その他の機器が必要な場合は、本業務の見積書に費用を計上すること。
- 機器の設置や回収等に必要な費用は、本業務の見積書に費用を計上すること。

5 職員教育・マニュアル

(1) マニュアルの提供

- ① システムの標準機能にカスタマイズ等の機能を反映した利用者向けの分かりやすい操作マニュアルを作成し、提供すること。
- ② システム管理者による定常的な運用ができるように、保守手順などを詳細に記載した保守マニュアルを作成し、提供すること。
- ③ 機能修正等、システムに変更があった場合は、当該部分を更新した各マニュアルを速やかに提供すること。

(2) 操作研修

- ① 新システムの機能を理解・習得するために、本稼働開始前にシステム使用者、検針員等に対し、必要な研修を複数回実施すること。また、最適と判断される回数と手法を提案の中で示すこと。
- ② 研修場所は、上下水道部およびお客様サービスセンターとすること。

6 運用・保守

システム運用時における障害対応、システム保守、運用管理、オペレーションミスによる不整合データの修正、EUC 機能によるデータ抽出・加工作業等、システムの運用支援をシステムの使用・契約期間とする 5 年間(延長時は延長期間終了まで)行うこと。

(1) 当初サポート

- ① 提案システム導入時は、クライアントに必要なミドルウェアやプラグイン等のソフトウェアの展開作業および接続プリンタとの設定を行うこと。

- ② 運用開始日は、開発に携わった SE の立会いを実施すること。
- ③ 初回検針サイクル期間中に重要な処理を行う際には、開発に携わった SE が立ち会い、操作支援等を行うこと。

(2) 運用・保守体制

- ① システムの保守期間内は、担当 SE を配置し、一貫した対応がとれるよう、体制を整えること。
- ② 関西地区にシステム保守(ハードウェア・ソフトウェア)に対応する拠点があり、本市の要請により、迅速かつ的確な現地対応によるサポートを行えること。
- ③ 保守対応時間は、原則として平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、障害発生時および災害時等、本市が必要とする場合に備え、緊急時における連絡体制を整えること。
- ④ データセンターでは機器目視監視(1 日 1 回の電源、LED の目視監視)を行うこと。その他システムの安定稼働に必要な対応は、受託者においてリモートメンテナンスができる環境を構築して行うこと。保守回線の接続は「2.システム利用環境 (4)ネットワーク要件」を参照。
- ⑤ 市、お客様サービスセンターおよびシステム構築受託者で実施している月 1 回の定例調整会議に出席すること。(リモートでの出席も可とする。)

(3) 保守

- ① システムソフトウェア保守
 - ・ソフトウェアのバージョンアップに対応すること。
 - ・軽微な改修は、原則として通常の保守で対応すること。ただし、法改正への対応等、大規模な改修が必要な場合は、別途、改修費用を本市と協議するものとする。
- ② ハードウェア保守
 - ・システム機器に障害が発見された場合は、速やかに対応すること。
 - ・緊急災害時や計画停電に備え、システム機器に特別な操作が必要な場合の操作支援を行うこと。
- ③ 運用支援
 - ・システム導入後において、システム操作・運用に関する質問や要望があった場合は、担当 SE が迅速かつ丁寧に操作支援および技術支援を行うこと。
 - ・業務に支障のある障害が発生した場合は、迅速に障害を検知し、早急に復旧に努めること。
 - ・障害・動作不良発生時(天災や停電、職員の過失による操作に伴う機器動作の不良、ウイルス感染によるクライアントのデータ初期化等の発生時等)の発生箇所の切り分け・原因調査を行うこと。内容により、現地調査・対応を行うこと。
 - ・障害・動作不良発生時(天災や停電、職員の過失による操作に伴う機器動作の不良、ウイルス感染によるクライアントのデータ初期化等の発生時等)は逐次対応状況を報告し、上下水道部と調整したうえで応急処置・恒久的対応等各種対応を実施すること。
 - ・障害対応収束後は速やかに原因・対応経過・対応結果および対策(障害の種類による)などを記載した報告書を提出すること。

- ・サーバー障害などシステムの重大な障害の際に可及的速やかに対応できるよう、バックアップ等を確実に行うとともに、想定できる障害・動作不良発生については手順書を用意したうえで備えること。
- ・当システムの運用期間中において市が管理する端末(GIS端末を含む)のリース期間の満了や、人事異動等に伴い当契約外のクライアント機器が入替となる場合、OS更新や機器更新については市が行うが、機器入替の都度、システムのインストールに対応すること。その際、システムに対応しているクライアント機器のOSが現行以外のものとなる場合についても、その都度対応すること。
- ・上下水道部が発行する納付書や各帳票について、簡易な印字内容、項目、レイアウトの変更等に対応すること。変更の場合は、テスト作業を行うこと。
- ・システム導入後、初回の定例業務および上下水道部が必要と判断する業務については、現場での立会いを行うこと。
- ・システム導入前に操作研修会を行うこと。また、導入後についても、上下水道部が必要と判断した場合は、定期的に操作研修会を行うこと。
- ・業務効率化や住民サービス等につながるシステム改善等の提案を継続的に行うこと。
- ・上下水道業界の動向などの情報提供を継続的に行うこと。

(4) バックアップ

- ① データバックアップは、日毎に実施し3世代まで管理すること。また、通常利用している記憶装置とは別の記憶装置にバックアップを行うこと。
- ② データバックアップは、すべて自動で実施し、運用時間中のシステム停止等、運用への影響がない仕組みとすること。
- ③ 日々のバックアップが正常完了しているかについては、受託者が確認をすること。
- ④ バックアップ処理中、ユーザ操作環境に影響が及ばない構成にすること。
- ⑤ 障害発生時には、速やかにリストア処理が可能なこと。

(5) セキュリティ対策

- ① サーバーおよびクライアント端末、口座データ送受信・コンビニデータ受信用端末にウイルス対策を実施すること。
- ② ウイルス対策ソフトのパターンファイルを更新できるようにすること。
- ③ クライアント端末の操作履歴(Windows上のファイル操作等)の保存とUSB端子の使用制御について同一ソフト内で管理できるソフトを導入し、設定を行うこと。(例:SKYSEA等)

7 その他特記事項

(1) 関連法規および守秘義務・情報セキュリティ管理

- ① 関連法規および本市条例および本市情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- ② 個人情報を取り扱う際は、「別記1 個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

- ③ 本業務において知り得た情報は、本業務の目的以外に使用し、または第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置をとるものとする。
- ④ 受託者は情報セキュリティ管理を行い、各工程において、情報セキュリティに関する事故および障害等の発生を未然に防ぎ、発生した場合に被害を最小限に抑えること。

(2) 再委託等の禁止

本業務の全部または一部を第三者に再委託することは禁止する。ただし、発注者の承諾を得た場合は除く。

(3) 成果品の帰属

本業務において作成した成果品等の著作権はすべて発注者に帰属するものであり、発注者の承諾を受けずに複製および第三者への公表・貸与を行ってはならない。ただし、本業務において納品するソフトウェアの著作権は受託者に帰属し、受託者は発注者に使用権を許諾するものである。

(4) 契約不適合責任等

契約不適合責任は、本契約期間内とするほか、本業務に隠れた瑕疵があった場合において、発注者は、受託者に対して、相当の期間を定めて当該瑕疵の修補を請求し、またはその修補に代え、若しくはその修補とともに、本契約で修補部分の当該金額内において損害の賠償を請求することができる。

(5) その他

- ① 他市に導入済のシステム機能やExcel等を用いた事務の軽減方法の実績があれば、本市にも情報提供を行うこと。
- ② 本市が促進しているRPAやAI-OCR等の新しい技術について、上下水道部においても導入が図られた場合は、積極的に情報提供や協力、助言を行うこと。
- ③ 国により将来導入が予定されているeLTAX(地方税ポータルシステム)を利用した公共料金の収納、電子申請および料金改定をはじめとする様々なシステム改修の際には、積極的に情報提供や協力、助言を行うこと。
- ④ 受託者は、本仕様書の記載事項を遵守しなければならない。ただし、新たな機器の開発およびソフトウェア技術の開発等の事情により、本仕様を上回るコストパフォーマンスが見込まれるときは、発注者の了解のもと仕様を変更することができるものとする。
- ⑤ 本仕様書に疑義が生じた場合または本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、発注者と受託者が協議の上、定めることとする。
- ⑥ 当仕様書に記載はないが、市がプロポーザル時に質問し、受託者が回答した内容については、仕様書に準ずるものとする。